

平成30年度事業計画

基本理念

『共に生き、共に育み、安心して暮らせる福祉社会を目指して』

本会は、「共に生き、共に育み、安心して暮らせる福祉社会を目指して」の基本理念に基づき、高齢者や障がい者が、安心して生活できる地域づくり、若い世代が安心して子育てできる環境づくりなど、士別で生活するすべての市民が自立し、幸福な生活が送れるよう、住民主役の社会福祉活動を推進します。

事業方針

今日、我が国において、急速な少子高齢化・核家族化の進行などを要因に、地域や家族連帯感の希薄化による、社会の変化多様化等に伴い、従来の制度では対応しづらい国民の生活困窮、孤立化、虐待、及び認知症高齢者の増加とその財産や権利の侵害など、様々な問題が生じています。

また、地域においては、人口減少がますます進み、人と人とのつながりや地域での見守り活動などが、いかに大切で必要であるかが、クローズアップされております。

これらのことから、家族や地域の絆・つながりについて、改めて考えると同時に、地域全体の連帯感を深め、支え合い助け合いによる福祉増進が、重要且つ急務となっております。

こうした状況下において、社会福祉協議会は、社会福祉法でその地域福祉を推進する中核団体として、位置付けられており、平成28年の社会福祉法人制度改革により、法人組織のガバナンス強化と、公益的取組みが強く求められていることから、その役割は益々大きなものとなっております。

このため本会は、こうした役割を踏まえ、多くの市民の意見を基に策定した、「第2期士別市地域福祉実践計画」が最終年度となることから、高齢者や障がい者等の個々のニーズに即した、利用者本位の介護保険事業等、福祉サービスを継続して提供していきます。

また、現在、地域においては、複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応が必要となっており、地域の身近なところで総合的な相談が受けられ、サービスの適切な利用に結び付けられる体制の整備が急務となっていることから、地域住民の相談を包括的に受け止め、行政をはじめ、自治会やボランティア、民生・児童委員、各法人事業所等、地域で活動する団体と連携をしながら、必要に応じた適切な支援関係機関につなげ、相談者とその世帯が抱える地域生活課題全体の把握と解決を図るため、総合的サービスの提供体制を図る「総合相談」体制の早急な整備に努め、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域福祉事業を推進します。

事業計画

1. 全戸会員制の充実

社会福祉事業の組織的活動の促進と、地域福祉の推進を図るため、社協の全戸会員制を目指し、各自治会にご理解とご協力を頂いております。

今後さらに、自治会未加入世帯に対して自治会連合会と連携し、会員加入の促進に努めます。

2. 社協組織・財政基盤の強化

今日、士別市においても共に生き、共に支えあう地域福祉活動が、非常に重要視されています。

こうした活動は社協が果たす役割であり、この活動をさらに推進していくためには、社協組織の維持強化と、財政基盤の確立が大きな課題となっています。

このため、組織強化につきましては、先ず、主体的且つ的確な判断運営を行う役員体制強化と、その執行についての議決機関である評議員会の機能強化を図ります。

また、事務局職員体制につきましても、士別市の援助協力を受けながら、少子高齢化社会や介護保険制度等に対応すべく、総合相談、支援活動の中核的機能を十分に果たせるよう、そのためのマネジメント、及び専門的技術・知識を有する職員体制整備に努めます。

特にこのための対策として、道社協等主催の役職員向け研修会、講習会に積極的に参加することと併せ、社協独自の研修会開催に加え、社会福祉士・介護福祉士等資格取得のための助成制度の活用促進により、役職員の資質向上を図るとともに、福利厚生整備など、職員の働きやすい職場環境づくりを進めます。

さらに積み立てている、社会福祉基金・財政調整積立金・介護保険財政調整積立金については、社会経済情勢の変化や災害時等の際に、安定的な福祉事業を推進するため、今後も基金、積立金の健全運用に努めます。

3. 広報広聴活動の充実

市民の社会福祉活動に対する理解と参加を得るため、さまざまな機会を通じ、その住民福祉活動についての情報提供に努めます。

また、社協事業について、各種の総会や会議、研修会、出前講座などでの周知の他、市内全戸配布の社協だより（年6回発行）の継続発行を図るとともに、ホームページによる迅速な情報発信に努めます。

さらに、第三者委員による士別市地域福祉実践計画策定懇談会や、市民の心配事相談窓口を設置し、市民の声の広聴活動に取り組めます。

4. 地域活動の強化

(1) 支部活動の推進

市内の地区自治会連合会を単位とした支部（中央・上士別・多寄・温根別・朝日）活動は、市の支所及び出張所、並びに地区連合会の各自治会の協力によって各種事業が推進されています。

このような、住民が互いに創意と工夫を持ち寄り、助け合い支えあって暮らすことのできる福祉のまちづくりに対し、支援してまいります。

(2) 小地域ネットワーク推進事業

自治会等の小地域を基盤とし、住民の参加と協力により地域の中で援護が必要な方々の生活を見守るとともに、隣人同士の支えあい活動を推進し、地域全体をつなぐネットワーク活動へと発展することを目的として取り組みます。

(3) 士別市地域サロン開催支援事業の推進 [士別市受託事業]

高齢になっても住み慣れた地域で、近隣や地域との交流を図り、孤立することなく健康で安心安全な生活ができるよう、自治会（市民）が主体となつての茶話会・お食事会等のサロン事業について士別市より委託を受け、そのコーディネート、及び事業の更なる拡大等の取り組みを推進します。

(4) 災害に強い地域づくりの推進

まさかの坂はどこにでもあります。そのまさかの時にどう対応できるか地域力が問われるところです。日頃から、支援が必要な方々の見守りや、講演会等を通じ地域ぐるみでの防減災活動を推進します。

(5) 総合相談事業の推進

これまでも、生活支援活動として社協事務所、民生委員宅に心配ごと相談所を設置し各種相談業務に取り組んでおりますが、今年度より関係機関等との連絡・連携を更に密にし、総合相談事業を充実して参ります。

(6) 第3期地域福祉実践計画の策定

当会の活動基本となる、第2期地域福祉実践計画（平成26年度策定）が5年目の最終年となり、本年度中に第3期地域福祉実践計画（平成31年度～平成36年度）を策定いたします。

5. 在宅福祉サービス事業の推進

住民の生活をめぐる社会情勢はますます複雑多様化し、特に急速に進む高齢社会に対応する在宅福祉の推進は大きな課題となっておりますことから、次の事業を推進します。

(1) 入浴介護事業（施設入浴） [士別市受託事業]

桜丘デイサービスセンターの特殊浴槽を使用し、在宅での入浴が困難な身体障がい者（児）や高齢者の施設入浴に努めます。

(2) 福祉パトロール事業 [士別市受託事業]

日常生活を送るうえで不安のある高齢者単身世帯等を対象に、自治会を中心とし民生委員等が連携して、家庭訪問・電話連絡等による見守り、安否確認を行う「福祉パトロール事業」を推進します。

(3) 士別市桜丘荘特定施設入居者生活介護ホームヘルパー派遣事業 [士別市受託事業]

要介護者が徐々に増加している養護老人ホームにおいて、介護保険サービスの一つである外部サービス利用型として、ホームヘルパーの派遣を委託されたものであり、施設指定管理者と連携のもとサービス提供に努めます。

(4) 士別市在宅介護支援センター運営事業 [士別市受託事業]

市内に3ヶ所開設されている、総合相談窓口の1ヶ所を受託運営しており、社協本来の機能を十分に発揮します。

また、士別市地域包括支援センターと連携を図りながら、介護教室や権利擁護事業などについて、積極的に取り組みます。

(5) 権利擁護事業（日常生活自立支援事業・成年後見制度の取り組み） [継続]

認知症高齢者、知的障がい者や精神障がい者などの意志決定や意思表示の困難な在宅者に対し、福祉サービス利用契約の援助や代行及び日常的な金銭管理などの生活支援サービスを提供するもので、引き続き士別・和寒・剣淵・幌加内の4社協の共同事業として推進します。

また、日常生活自立支援事業と一体的取組が必要な成年後見制度について、研修会開催と市民啓発等に取り組み、市民が安心して生活できるよう、権利擁護に努めます。

(6) 関係機関等との連携強化

地域福祉の総合的機能的サービスを確立するため、士別市地域包括ケア会議、士別市地域ケア会議、士別市子どもの権利委員会、北海道ホームヘルパー協会等、他関係機関への参画を含め、より一層連携を深めます。

また、医療・保険・福祉のネットワークの確立及び福祉ニーズ把握と援助活動のための地域内ネットワークの確立に向けても、自治会単位の福祉研修会などに積極的に出かけ、一層の連携強化に努めます。

6. 介護保険事業の実施

介護保険事業としてケアプランの作成機関となる指定居宅介護支援事業者、また、ホームヘルプ事業・訪問入浴事業の指定居宅サービス事業者として運営規程等を遵守するとともに、本年度3年目となる、士別市介護予防・日常生活支援総合事業の担い手として、質の向上と信頼される事業者となるよう努めます。

(1) 指定居宅介護支援事業所

○士別市社協居宅介護支援事業所

(2) 指定居宅サービス事業所

○士別市社協ヘルパーステーション

○士別市社協訪問入浴事業所

7. 障がい者総合支援事業の実施

平成25年度より障害者自立支援法から、障害者総合支援法になったところであり、
当会としても引き続き日常生活及び社会生活の支援等、障がい者（児）福祉の更なる
推進に努めます。

(1) 指定居宅介護サービス事業所

○士別市社協ヘルパーステーション

8. ボランティア活動の推進

(1) 士別市ボランティアセンター事業の推進

福祉のまちづくりを進めるボランティア活動は、士別市ボランティアセンターが中
心となり、ボランティアの養成やまちづくりの集い等の事業に取り組むとともに、その
情報提供及び個人ボランティア登録等、いつでも、どこでも、誰でも、ボランティア
活動に参加できる体制整備に努め、地域における福祉コミュニティの形成を図り
ます。

(2) 学童生徒のボランティア活動普及事業の推進

小・中・高等学校の児童・生徒を対象に、福祉教育・学習の機会を提供し、体験・
交流活動等を推進することにより、社会福祉への理解と関心を深め、福祉のこころ・
ボランティア精神を養うことを目的として、生徒数20人以上の小中学校、高等学校
は1校5万円、生徒数20人未満の小中学校は1校3万円を助成し、活動の推進を図
ります。

また、教員の理解・協力を得るためボランティア指定校担当者会議（年2回）を引
き続き実施します。

(3) 士別市福祉ボランティアのまちづくり事業

「共に支えあう地域社会づくり」の推進を目指し、次に掲げる事業を各関係団体と
連携を保ちながら、青少年にあっては体験活動を主に開催するとともに、より一層全
市的なボランティア活動の普及定着に努めます。

ア、平成30年度士別市民ボランティアスクール（2回）	[継続]
イ、子どもの心を育む福祉教育推進事業（講師派遣事業）	[継続]
ウ、第29回士別市福祉教育懇談会	[継続]
エ、第24回士別市中学生・高校生ワークキャンプ	[継続]
オ、ボランティア指定校担当者会議（2回）	[継続]
カ、土曜ボランティア学習塾「さぼてん」（毎月第2土曜日）	[継続]
キ、第40回住民福祉活動を進めるつどい	[継続]
ク、第7回ボランティア研修交流会	[継続]
ケ、声の図書貸出事業	[継続]
コ、使用済み切手、リングプル、エコキャップ等の収集活動	[継続]
サ、布オムツ配布事業	[継続]
シ、出前講座の実施	[継続]

9. ノーマライゼーション事業の推進

(1) 「ふれあい広場'18 in しべつPART35の開催」

障がいのある人もない人も、共に地域社会の中で支えあって生きていく「ノーマライゼーション」の考え方を普及し、定着することを目的として、7月7日（土）・8日（日）ふれあい広場をに開催し、住民の深い理解と協力のもと事業の展開を図ります。

(2) 福祉の店「シュベツ」運営

心身に障がいをもつ人の自立と、社会参加を目指して平成9年に開設し、運営委員会として作業所等の作品販売を通し、障がいをもった方々の働く場の確保、及び地域住民との交流拡大に引き続き努めます。また、平成28年10月開設のいきいき健康センターでの売店・喫茶コーナーの運営により、障がい者の就労等拡大に取り組みます。

10. 士別市受託事業

(1) サポートセンターしべつ受託事業（平成13年11月）

サポートセンターしべつの適切な管理運営を受託するとともに、必要に応じ随時、施設修繕等を実施し、センターの有効活用を図りながら利用者の福祉向上に努めます。

(2) 老人クラブ交流等受託事業（平成28年10月）

いきいき健康センターを拠点とする、市内各老人クラブ会員による交流会及びレクリエーション等の実施により、会員の健康長寿と、知識・経験を生かした社会活動参加を促進する、老人クラブ等交流事業について、士別市より委託を受け推進する。

(3) 福祉パトロール受託事業（昭和46年4月）

(4) 施設入浴受託事業（昭和54年4月）

(5) 士別市在宅介護支援センター運営受託事業（平成11年7月）

(6) 要介護認定調査受託事業（平成12年4月）

(7) 士別市桜丘荘特定施設入居者生活介護ホームヘルパー派遣事業（平成21年4月）

(8) 士別市障がい者移動支援事業（平成23年2月）

(9) 士別市地域サロン開催支援事業（平成26年4月）

11. その他主な活動

- ①生活支援活動（心配ごと相談所運営事業等）
- ②生活福祉資金貸付事業
- ③苦情解決委員会の活動
- ④共同募金事業（赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい運動）
- ⑤日本赤十字社事業
- ⑥その他必要な事業